

## 危機管理の切り口から見る近時の裁判例(その 1)

危機管理ニュースレター

2023 年 11 月 30 日号

執筆者:

[木目田 裕](mailto:h.kimeda@nishimura.com)  
[h.kimeda@nishimura.com](mailto:h.kimeda@nishimura.com)  
[西田 朝輝](mailto:a.nishida@nishimura.com)  
[a.nishida@nishimura.com](mailto:a.nishida@nishimura.com)  
[澤井 雅登](mailto:ma.sawai@nishimura.com)  
[ma.sawai@nishimura.com](mailto:ma.sawai@nishimura.com)

[宮本 聡](mailto:s.miyamoto@nishimura.com)  
[s.miyamoto@nishimura.com](mailto:s.miyamoto@nishimura.com)  
[梅澤 周平](mailto:s.umezawa@nishimura.com)  
[s.umezawa@nishimura.com](mailto:s.umezawa@nishimura.com)

### 目次

- I 危機管理の切り口から見る近時の裁判例(その 1) / 宮本 聡
- II 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて / 木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、梅澤 周平、澤井 雅登

### I 危機管理の切り口から見る近時の裁判例(その 1)

執筆者: 宮本 聡

本ニュースレターでは、今後不定期で、危機管理の切り口から近時の裁判例を紹介していきます。今回は、宮本聡弁護士が、総務大臣による告示を無効とした 2020 年の最高裁判所の判決、鉄道会社の歴代社長の過失を否定した 2017 年の最高裁判所の決定を取り上げます。

## 1. 泉佐野市ふるさと納税訴訟最高裁判決(最判令和 2 年 6 月 30 日民集 74 卷 4 号 800 頁)

### (1) 事案の概要等

本件は、大阪府泉佐野市長が、総務大臣に対して、同市をふるさと納税<sup>1</sup>の対象に指定しない決定(以下「本件不指定決定」といいます。)の取消しを求めた事案です。

総務大臣は、2017 年 4 月及び 2018 年 4 月、ふるさと納税について豪華な返礼品で寄附を集める自治体間競争が過熱したため、返礼割合(寄附額に対する返礼品の調達価格の割合)を 3 割以下とすることを求める通知を發しましたが、競争は収束しませんでした。そこで、2019 年 3 月成立の地方税法改正(同年 6 月 1 日施行)により、ふるさと納税の対象自治体は、総務大臣が定める募集適正基準や法定返礼品基準(返礼割合が 3 割以下かつ地場産であること)を満たし、総務大臣から指定を受けた者に限られることになりました。

総務大臣は、2019 年 4 月 1 日に、告示(以下「本件告示」といいます。)を發出し、2018 年 11 月 1 日から指定の申出書提出までの間に、「ふるさと納税制度の趣旨に反する方法により他団体に多大な影響を及ぼす寄附金募集を行い、他団体より著しく多額の寄附金を受領した団体でないこと」(本件告示 2 条 3 号)を上記募集

<sup>1</sup> ふるさと納税とは、自治体への寄附金の一部が、個人住民税等から控除される制度のことです。

適正基準の一つとしました。

泉佐野市は、2019年4月5日付けで、ふるさと納税の対象としての指定を求める申出書を提出しました。これに対し、総務大臣は、泉佐野市が、2018年11月1日から申出書提出までの間に、返礼割合が3割超又は地場産以外の返礼品を提供したため、本件告示2条3号及び法定返礼基準に適合しないとして、本件不指定決定をしました。

## (2) 裁判所の判断等

最高裁判所は、主に以下の理由を示し、本件不指定決定を取り消しました。

- ・ 地方自治法の規定<sup>2</sup>を踏まえても、本件告示2条3号の策定は、そのような策定を委任する趣旨が、法律の規定等から明確に読み取れなければ無効である。
- ・ 本件告示2条3項は、2019年3月の地方税法改正施行(同年6月1日)前における返礼品の提供態様を理由に、指定の対象外とされる場合があることを定めるものである。
- ・ しかし、「関係規定の文理や総務大臣に対する委任の趣旨等のほか、立法過程における議論」を見ても、改正法施行前における寄附金の募集実績をもって指定を受ける適格性を欠くものとするを予定していると解するのは困難である。
- ・ したがって、本件告示2条3号のうち、改正法施行前の寄附金の募集等について述べた部分は、地方税法の「委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効」である。

## (3) 執筆者コメント

最高裁判所は、本件告示の一部が法律の委任の範囲を逸脱して違法、無効であることを理由に、本件不指定決定を取り消しました。

本件は、国と地方団体の間の問題であるため、判決文では地方自治法の規定が挙げられていましたが、法治国家として法律による行政の原理を採用する日本では、国等と私人(個人や企業)の関係の場合であっても、本件と同様に、法律の委任の範囲を逸脱したルール(政令、告示等)は違法、無効となります<sup>3</sup>。

基本的なことですが、個人や企業が、国等から不利益な処分を受ける場合、その根拠とされたルールが法律に適合しているかという視点を忘れてはいけません。

今回紹介した裁判例のほかにも、例えば、2006年の最高裁判所の判決<sup>4</sup>は、貸金業法施行規則15条2項が、貸金業法で明示された18条書面<sup>5</sup>の記載事項の一部を、契約番号等の記載で代替できるとしたことについて、同法18条1項の趣旨は「貸金業者の業務の適正な運営を確保し、貸金需要者等の利益の保護を図るため」であるから、同項は文言に忠実に厳格に解釈すべきこと、同項の文言上、法定の記載事項を他の記載に代

<sup>2</sup> 「普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない」(地方自治法245条の2)、「国又は都道府県の職員は、普通地方公共団体が国の行政機関又は都道府県の機関が行った助言等に従わなかつたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」(同法247条3項)。

<sup>3</sup> 最大判昭和46年1月20日民集25巻1号1頁(農地法の委任の趣旨を超えた農地法施行令の規定が無効とされた事例)、最判平成3年7月9日民集45巻6号1049頁(旧監獄法の委任の趣旨を超えた旧監獄法施行規則の規定が無効とされた事例)等。

<sup>4</sup> 最判平成18年1月13日民集60巻1号1頁。

<sup>5</sup> 18条書面とは、貸金業法18条1項に基づき、貸金業者が返済を受ける都度弁済者に交付することが義務付けられている書面のことです。

替することは許されていないことを指摘して、法の委任の範囲を逸脱した違法な規定であり無効としました。

また、2013年の最高裁判所の判決<sup>6</sup>は、薬事法施行規則が、店舗販売業者による郵便等での第1類医薬品及び第2類医薬品の販売等を一律禁止したことについて、職業活動の自由(憲法22条1項)を相当程度制約するものであり、郵便等による販売の規制を委任する授権の趣旨が薬事法の規定等から明確に読み取れないこと、薬事法の規定等からは郵便等による販売を規制する趣旨は認められないことを指摘して、法の委任の範囲を逸脱した違法な規定として無効としました。

これらの最高裁判所の裁判例で示されたように、業法違反の事例では、政省令等の法律より下位のルールの有効性等について、関連する法律の文言、趣旨、目的、制限されている権利利益の性質などを踏まえた検討が必要となります。

また、冒頭で紹介した裁判例では、地方税法改正の施行前の事情を根拠に、本件不指定決定を行うことが否定されました。国等が個人や企業に対して不利益な処分を行う場合、処分の根拠となるルールの施行前かどうかも含め、どのくらい古い事情を考慮できるかは問題ごとに異なり、不利益の度合いが大きいほど、古い事情を考慮することには慎重になるべきです<sup>7</sup>。不利益な処分が有効かどうか検討する際には、このような、処分の根拠となり得る事情の「時期」に着目した検討も重要になります。

## 2. 福知山線脱線事故最高裁判所決定(最決平成29年6月12日刑集71巻5号315頁)

### (1) 事案の概要等

本件は、列車が曲線(以下「本件曲線」といいます。)で脱線、転覆し、多数の乗客が死傷した事故について、鉄道会社(以下「本件鉄道会社」といいます。)の歴代社長(以下「被告人ら」といいます。)が業務上過失致死傷罪に当たるとして起訴された事案です。被告人らについては、検察官は不起訴処分としましたが、検察審査会の議決に基づき指定弁護士によって強制起訴がされました。

指定弁護士は、業務上過失致死傷罪が成立する理由として、被告人らは、ATS(自動列車停止装置)を本件曲線に整備するよう部下である鉄道本部長に指示すべき業務上の注意義務があったのに、それを怠った過失があり、その結果本件事故が生じたと主張しました。

被告人らは、第一審、第二審ともに無罪とされました。

### (2) 裁判所の判断等

最高裁判所は、主に以下の理由を示し、被告人らを無罪としました。

- ・ 本件鉄道会社の職掌上、ATSの整備計画は、鉄道本部長が統括することとされており、曲線へのATS整備も鉄道本部長に委ねられていた。本件鉄道会社は、本件曲線も含め、(改良型)ATSの整備を線区単位

<sup>6</sup> 最判平成25年1月11日民集67巻1号1頁。

<sup>7</sup> 例えば、憲法39条は、「何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。」として、遡及処罰の禁止を定めています。また、一旦定められた財産権の内容を事後的に変更する法律については、「財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうか」によって憲法適合性が判断されると考えられています(最大判昭和53年7月12日民集32巻5号946頁、最判平成23年9月22日民集65巻6号2756頁等)。

で順次進めていたものの、実際にその供用が開始されたのは本件事故の約 2 か月後であった。

- 本件事故以前の法令上、曲線に ATS を整備すること等は義務付けられておらず、大半の鉄道事業者も曲線に ATS を整備していなかった。
- 曲線への ATS 整備は、鉄道本部長の判断に委ねられており、被告人らが個別の曲線の危険性に関する情報に接する機会は乏しいことなどから、被告人らが、管内に 2000 箇所以上存在する同種曲線の中から、「特に本件曲線を脱線転覆事故発生の危険性が鷹曲線として認識できたとは認められない」。
- 指定弁護士は、「運転士がひとたび大幅な速度超過をすれば脱線転覆事故が発生する」という程度の認識があれば足りると主張するが、「本件事故以前の法令上、ATS に速度照査機能を備えることも、曲線に ATS を整備することも義務付けられておらず、大半の鉄道事業者は曲線に ATS を整備していなかったこと等の本件事実関係の下では、上記の程度の認識をもって」「注意義務の発生根拠とすることはできない」。
- よって、被告人らにおいて、鉄道本部長に対し ATS を本件曲線に整備するよう指示すべき業務上の注意義務があったということとはできない。

### (3) 執筆者コメント

日本の業務上過失致死傷罪には、企業自体の刑事責任を問う定めはなく、企業の構成員である個人について、同罪の成立が検討されることがあります。本件では、鉄道事故における鉄道会社の歴代社長に対する同罪の成立が問題とされました。

裁判例上、業務上過失致死罪の要件である「過失」とは、注意義務違反のことであり、注意義務違反が成立するためには、結果が発生するかもしれないという漠然とした不安感では足りず、結果発生を具体的に予見できたこと(予見可能性)が必要と考えられています。本件では、被告人らに、「ATS を本件曲線に整備するよう鉄道本部長に指示すべき業務上の注意義務」の違反があったと主張されましたが、最高裁判所は、「運転士がひとたび大幅な速度超過をすれば脱線転覆事故が発生する」という程度の認識(漠然とした不安感)では過失は認められず、「本件事故以前の法令上、ATS に速度照査機能を備えることも、曲線に ATS を整備することも義務付けられておらず、大半の鉄道事業者は曲線に ATS を整備していなかったこと等」を指摘して、被告人らの予見可能性、ひいては注意義務違反=過失を否定しました<sup>8</sup>。

この点、過失の根拠となる注意義務は法令のみから発生するわけではなく(法令上の義務さえ守っていれば、過失が否定されるというわけではない。)<sup>9</sup>、本件の最高裁判所も、過失を否定する理由として、法令上 ATS の整備義務がないことに加えて、「大半の鉄道事業者は曲線に ATS を整備していなかったこと等」を指摘しています。安全性に関わる事業を営む企業等においては、法令上の義務を守るだけでなく、本件の最高裁判所が同業他社の取組状況を過失の考慮要素としたことを念頭に、同業他社の取組状況に関する情報収集、自社の取組への反映等を検討することも必要であると考えられます。

また、本件鉄道会社は、ATS の整備を始めていたものの本件事故に間に合わなかったという事情も注目されます。本件に関する最高裁判所の調査官解説は、本件で過失が否定された事情として、ATS は同一線区内全ての関連装置を一体的に整備して初めて機能を発揮するため本件鉄道会社は線区単位で改良型 ATS の整備を進めていたこと、線区単位の ATS の整備には相応の期間と費用がかかり、「長期間を要することは避けら

<sup>8</sup> 本件の最高裁判所の決定における小貫補足意見参照。

<sup>9</sup> 最決平成 2 年 11 月 29 日刑集 44 巻 8 号 871 頁等参照。

れない状況にあった」ことなども挙げられると説明しています<sup>10</sup>。

本件のように、組織の一部のメンバーの過失が問題となる場合、同一組織内の別のメンバーが適切な行動をとると信頼することが相当な状況である限り、その別のメンバーの不適切な行為によって結果が発生したとしても、そのことを理由に過失責任を問われることはないと考えられています(この考え方は「信頼の原則」とも呼ばれます。)。本件の最高裁判所も、「曲線への ATS 整備は、鉄道本部長の判断に委ねられており、被告人らが個別の曲線の危険性に関する情報に接する機会は乏しいこと」が、過失を否定する考慮要素として挙げられており、被告人ら(社長)が鉄道本部長を信頼して業務を行うことが肯定されています。本件において、内部統制システム(業務の適正性を確保する仕組み)が確保されておらず、歴代社長が、鉄道本部長や各運転士が適切な業務遂行をすると信頼できない状況があった場合には、結論が変わっていた可能性があり、内部統制システム(業務の適正性を確保する仕組み)の適切な構築、運用等は刑事責任との関係でも重要といえます。

なお、本件は、検察審査会の議決に基づき強制起訴がされたものの、地方裁判所から最高裁判所まで一貫して無罪の判断が出た点にも特徴があります。無罪になったとしても、起訴が社会や対象者に与える影響等は大きく、無罪となるべき方が起訴されることをできる限り避けるため、検察審査会の訴追裁量をチェックすることを検討すべきようにも思います。この点については、[本ニューズレター-2021年3月31日号](#)の木目田裕弁護士の論考(「検察官および検察審査会の訴追裁量(起訴する判断)をチェックする法理の必要性」)をご参照ください。

## II 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、梅澤 周平、澤井 雅登

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。

なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2023年10月4日】

### **米国司法省副長官、企業犯罪の取締りに関する指針を変更**

<https://www.justice.gov/opa/speech/deputy-attorney-general-lisa-o-monaco-announces-new-safe-harbor-policy-voluntary-self>

2023年10月4日、リサ・モナコ米国司法省副長官は、M&A 取引に関連して発見された刑事上の不正行為(criminal misconduct)の自主的な開示を促すためのセーフハーバーに関する方針を公表しました。本方針は、買収企業(acquiring company)が、セーフハーバー期間内に対象企業(acquired company)の不正行為を迅速かつ自主的に当局(米国司法省)に報告し、その後の調査に協力し、必要かつ適時適切に是正、原状回復、不当利得の返還を行えば、買収企業及び対象企業は、原則として立件されない(presumption of a declination)としています。

本方針の適用条件等は、以下のとおりです。

<sup>10</sup> 久禮博一「判解」最判解刑事篇平成29年度119頁、156頁。

- ・ 本方針の適用を受けるためには、買収企業は、対象企業において発見された不正行為をクロージングの日から 6 か月以内に当局に報告しなければならない。これは、不正行為が買収前又は買収後のいずれに発見された場合であっても同様である。
- ・ 本方針の適用を受けるためには、買収企業は、クロージングの日から原則として 1 年間以内に、当該不正行為を是正しなければならない。この 1 年間の期間は、具体的な事実、状況及び取引の複雑さに応じて、延長される可能性がある。
- ・ 国家安全保障を脅かす不正行為、又は現在若しくは差し迫った危険がある不正行為を発見した買収企業は、開示の期限を待つことなく自己申告しなければならない。
- ・ 対象企業に加重事由(agggravating factors)があつたとしても、買収企業が立件されるかどうかには影響しない。また、対象企業に加重事由が存在しない限り、対象企業は、買収企業による自主報告の恩恵を受け、立件されない。
- ・ 報告された不正行為は、将来における買収企業の累犯性の判断(recidivist analysis)で不利に考慮されない。
- ・ 本方針が適用されるのは、独立企業間の M&A 取引で発見された刑事上の不正行為に限られる。また、開示や報告が義務付けられている、既に公表されている、又は米国司法省が既に認識している不正行為には適用されない。さらに、本方針は、民事上の合併規制に係る法執行(civil merger enforcement)には、影響を与えない。

【2023 年 10 月 24 日】

**金融庁、「金融機関の内部監査の高度化」に向けたプログレスレポート(中間報告)」を公表**

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20231024/20231024.html>

金融庁は、2023 年 10 月 24 日、「『金融機関の内部監査の高度化』に向けたプログレスレポート(中間報告)」を公表しました。

金融庁は、2019 年 6 月に「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」を公表<sup>11</sup>して以降も、金融機関に対し、内部監査の高度化に向けたモニタリング等を行ってきました。本中間報告は、同モニタリング等を踏まえ、大手銀行グループ<sup>12</sup>における内部監査の取組状況及び課題認識を整理したものです。

本中間報告では、金融機関が、実効性のある内部監査を通じて業務の適切性や財務の健全性を確保し、企業価値を向上させるためには、①経営陣や監査委員・監査役が、内部監査の重要性・有用性を強く認識し、積極的に支援すること、②内部監査部門が、環境の変化に応じて内部監査を高度化していくこと、③経営陣や監査委員・監査役、内部監査部門が、被監査部門に対して内部監査への理解・浸透やリスクオーナーシップの醸成を図ることが必要であると指摘した上で、これらに関する大手銀行グループにおける取組みや課題等が紹介されています。

<sup>11</sup> [https://www.fsa.go.jp/news/30/naibukannsa\\_report5.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/30/naibukannsa_report5.pdf)

<sup>12</sup> 3メガバンクグループ、その他大手銀行グループを指します。

【2023年11月1日】

## **日米欧の参加するカウンターランサムウェア・イニシアティブ会合、ランサムウェア攻撃を受けても身代金を支払わない旨の共同声明を発表**

米国ホワイトハウスの発表：<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2023/11/01/international-counter-ransomware-initiative-2023-joint-statement/>

警察庁、外務省、内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) による発表：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100575392.pdf>

米国時間の2023年10月31日から11月1日にかけて、米国において第3回「カウンターランサムウェア・イニシアティブ会合」が開催され、ランサムウェア<sup>13</sup>の脅威への対処に関する国際連携について議論が行われました。同会合には、日本、米国、欧州連合(EU)を含む50の国・機関が参加し、ランサムウェアに対する集団的な強靱性の構築、ランサムウェアの実行可能性を弱め責任者の追跡に関する協力、ランサムウェアのエコシステムを支える不正資金への対抗、民間セクターとの協力、国際的な協力の継続等が再確認されました。

また、同会合ではランサムウェアに対する金銭支払いに関する声明が発出され、声明参加国は、ランサムウェアによる金銭支払いを避けることを強く勧めること、中央政府の権限下にある関連機関がランサムウェアによる金銭支払い要求に応じるべきではないこと等を表明しました。

【2023年11月7日】

## **拘禁刑の創設等を内容とする刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令、閣議決定**

<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2023/kakugi-2023110701.html>

2023年11月7日、刑法等の一部を改正する法律の施行期日を2025年6月1日と定める政令が閣議決定されました。この法律は、拘禁刑の創設等を内容とするものです。この法律の内容については、[本ニュースレター2022年6月30日号](#)(「刑法等の一部を改正する法律の公布」)をご参照ください。

【2023年11月9日】

## **個人情報保護委員会、「個人データの取扱いに関する責任者・責任部署の設置に関する事例集」を公表**

[https://www.ppc.go.jp/personalinfo/independent\\_effort/](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/independent_effort/)

個人情報保護委員会は、2023年11月9日、「個人データの取扱いに関する責任者・責任部署の設置に関する事例集」を公表しました。

個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第23条の定める「個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」を講じなければならないが、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインにおいては、その措置の例として、「個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化」が挙げられています<sup>14</sup>。本事例集では、サービス分野、信用分野、製造分野、製薬分野及び通信分野における個人データの取扱いに関する責任者及びその責任者を支える責任部署の事例(設置の背景、構成等)が紹介されています。

<sup>13</sup> ランサムウェアとは、被害者側のデータ等を暗号化するなどして、使えなくした上で、復元と引き換えに身代金を支払うよう求める攻撃手法のことです。

<sup>14</sup> 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)10-3(1)

【2023年11月9日】

**消費者庁、内部通報制度の体制整備状況に関するアンケート調査を行うことを表明**

<https://www.caa.go.jp/notice/statement/arai/035369.html>

消費者庁は、2023年11月9日、同年12月に、内部通報制度の体制整備の状況に関して、アンケート調査を行うことを明らかにしました。

同調査は、上場企業4000社を含む計1万社を対象とするもので、対象企業に任意の協力を求めるものとことです。また、同調査の結果は、2024年4月頃を目途に公表を予定しているとのこととです。

【2023年11月16日】

**個人情報保護委員会、「個人情報データベース等不正提供等罪の適用事例等を踏まえた安全管理措置及び漏えい等の報告に関する留意点について(注意喚起)」を公表**

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/231116\\_alert\\_fuseiteikyoku.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/231116_alert_fuseiteikyoku.pdf)

個人情報保護委員会は、2023年11月16日、「個人情報データベース等不正提供等罪の適用事例等を踏まえた安全管理措置及び漏えい等の報告に関する留意点について(注意喚起)」を公表しました。

本注意喚起は、個人情報データベース等不正提供等罪<sup>15</sup>による処罰事例を踏まえ、個人情報取扱事業者に対し、①「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を参考にしつつ、組織的安全管理措置(組織体制の整備等)、人的安全管理措置(従業員の教育)、物理的安全管理措置(個人データを取り扱う区域の管理等)、技術的安全管理措置(アクセス制御等)を含む必要かつ適切な安全管理措置(個人情報保護法第23条)を講じること、②同ガイドラインも参照の上、漏えい等の報告(同法第26条第1項)の要否の基準、報告の内容・方法・報告期限、内部的な報告体制等を今一度確認するとともに、平時から適切な組織体制を整備するよう留意することを求めています。

【2023年11月20日】

**四半期報告書制度の廃止等を内容とする金融商品取引法等の一部を改正する法律、成立**

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>

2023年11月20日、金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立しました。この法律は金融商品取引法上の四半期報告書の廃止等を主な内容とするものであり、具体的には、[本ニューズレター2023年3月31日号](#)(「金融商品取引法等の一部を改正する法律案、閣議決定」)をご参照ください。

---

<sup>15</sup> 個人情報保護法第179条は、個人情報取扱事業者の従業者等が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す旨を定めています(個人情報データベース等不正提供等罪)。

【2023年11月22日】

## **経済産業省、「サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会最終報告書」を公表**

<https://www.meti.go.jp/press/2023/11/20231122002/20231122002.html>

経済産業省は、2023年11月22日、「サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会最終報告書」を公表しました。

経済産業省は、サイバー攻撃に関する情報共有の重要性に鑑み、2023年5月より、「サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会」を開催し、被害組織自身による情報共有ではなく、専門組織<sup>16</sup>を通じた情報共有を促進するための必要事項の検討を行ってきました。本報告書は、同検討会における検討結果をまとめたものであり、サイバー攻撃の被害企業の同意を個別に得ることなく速やかな情報共有の対象となり得る「攻撃技術情報」についての考え方を整理し<sup>17</sup>、専門組織間での円滑な情報共有を提言しています。

【2023年11月22日】

## **日本政府が自動運転による交通事故の責任に関するルールを検討する会議を立ち上げ**

2023年11月22日付け日本経済新聞電子版

2023年11月22日付け日本経済新聞電子版の報道によれば、日本政府は、同日、首相官邸でデジタル行財政改革会議を開き、自動運転による交通事故の責任に関するルールを検討する会議を立ち上げ、2024年5月を目処に結論をまとめることを確認したとのことです。

この会議では、特定の条件でシステムに自動車の全操作を任せる「レベル4」や完全自動運転の「レベル5」では、運転手が自動車に乗る必要がなくなることを念頭に、これらの技術水準の車が起こした事故での責任を中心に話し合いが行われるとのことです。

【2023年11月22日】

## **東京証券取引所、「四半期開示の見直しに関する実務の方針」を発表**

<https://www.jpx.co.jp/news/1023/bkk2ed0000002ovx-att/bkk2ed0000002oz7.pdf>

東京証券取引所は、2023年11月22日、「四半期開示の見直しに関する実務の方針」を発表しました。この方針は、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて示された<sup>18</sup>、四半期報告書と四半期決算短信の重複を解消し、四半期決算短信に「一本化」する方向性を踏まえ、実務上の方針をまとめたものであり、主な内容は以下のとおりです。

<sup>16</sup> 専門組織とは、専門機関やセキュリティベンダのことを指します。

<sup>17</sup> 「攻撃技術情報」とは、脅威情報(被害組織から専門組織に提供等される調査対象のデータを加工し、技術的に精査等した情報を分析したもの)のうち、通信先情報やマルウェア情報、TTP情報等、攻撃者による攻撃手法やその痕跡を示すものを言います。本最終報告書では、攻撃技術情報の共有については、「①秘密保持契約による情報共有への制約、②非秘密情報からの被害組織の特定/推測の可能性の課題」があり、②については、攻撃技術情報から被害組織が推測可能な情報を非特定化加工した情報が共有対象となり得ることが指摘されています。

<sup>18</sup> 概要については、[本ニュースレター2023年1月31日号](#)(「金融庁、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を公表」)をご参照ください。

- 四半期報告書で開示されていた事項のうち、レビューの有無、セグメント情報等の注記、キャッシュ・フローに関する注記といった、投資者の要望が特に強い事項を四半期決算短信に追加し開示を義務付ける。
- 1Q、3Q の決算短信については、原則決算短信において開示を予定している事項が定まった場合に開示する。四半期末から 45 日を経過する場合にはその状況について適時開示を求める。
- 1Q、3Q の四半期決算短信について監査人によるレビューは原則任意とする。直近の有価証券報告書等において無限定適正意見以外の結論が出ている場合等、財務諸表の信頼性確保が必要な場合は、監査人によるレビューを義務付ける。
- 上場会社に対するエンフォースメントをより適切に実施するため、取引所において、上場会社に対して必要な調査や調査結果の報告を求められるようにする等、監査人との連携を強化し、会計不正の概要を早期に把握できる仕組みを構築する。
- 第 2 四半期や通期の決算短信については、法定開示に対する速報という現行の取扱いを維持する。

以 上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)